6　令第二十六条の四第六項において準用する同条第一項第一号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の十とする。

7　令第二十六条の四第六項において読み替えて準用する同条第一項第二号に規定する内閣府令で定める一の取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場は、毎月末日から起算して過去六月間の有価証券の売買高（金融商品取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買又はシステム売買が行われていない時間帯における売買に係るものを除く。）が最も多い取引所金融商品市場（当該取引所金融商品市場がないときは、過去六月間の当該有価証券以外の有価証券の売買高の合計が最も多い店頭売買有価証券市場）とする。

第十五条の二第一項中「金融商品取引所の会員等は、」及び「当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において」を削り、「場合であって」を「当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所（同項に規定する主たる金融商品取引所をいう。以下この条及び第十五条の四第一項において同じ。）の会員等は、令第二十六条の五第一項の規定に基づき」に、「取引所金融商品市場における」を「当該主たる金融商品取引所における」に、「令第二十六条の五第一項第一号」を「同項第一号」に、「空売りを行った金融商品取引所」を「主たる金融商品取引所」に改め、同項第一号中「〇・〇〇二五」を「〇・〇〇二」に改め、同項第二号中「又は空売り残高売買単位数」を削り、「〇・〇〇二五」を「〇・〇〇二」に、「、前号」を「、当該変更前及び変更後の空売り残高割合のそれぞれについて小数点以下三位未満の端数を切り捨てて得た数値に変更がないとき及び同号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第一号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があった場合であって、当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となったとき　当該変更があった日

第十五条の二第二項中「金融商品取引所の会員等は、」、「当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において」及び「行う」を削り、「ときは」を「当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等は、令第二十六条の五第一項の規定に基づき」に改め、「所在地」の下に「（以下この条において「商号等」という。）」を加え、「遅滞なく」を「直ちに」に、「空売りを行った金融商品取引所」を「主たる金融商品取引所」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「取引所金融商品市場においてする」を「指定有価証券の」に改め、「者は」の下に「、令第二十六条の五第四項の規定に基づき」を加え、「取引所金融商品市場」を「当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所」に、「商号、名称又は氏名及び住所又は所在地」を「商号等」に、「空売りをした指定有価証券に係る」を「指定有価証券に係る自己の」に改め、「相手方」の下に「（複数の相手方に対し空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをしたときは、当該複数の相手方のうちいずれか一の者）」を加え、同項第一号中「〇・〇〇二五」を「〇・〇〇二」に改め、同項第二号中「又は空売り残高売買単位数」を削り、「〇・〇〇二五」を「〇・〇〇二」に、「、前号」を「、当該変更前及び変更後の空売り残高割合のそれぞれについて小数点以下三位未満の端数を切り捨てて得た数値に変更がないとき及び同号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第一号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があった場合であって、当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となったとき　当該変更があった日

第十五条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「取引所金融商品市場においてする」を削り、「者は」の下に「、令第二十六条の五第三項の規定に基づき」を加え、「商号、名称又は氏名及び住所又は所在地」を「商号等」に、「遅滞なく」を「直ちに」に改め、「相手方」の下に「（複数の相手方に対し空売りの委託又は委託の取次ぎをしたときは、当該複数の相手方のうちいずれか一の者）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　指定有価証券について、自己の計算による空売りを行った者（当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等を除く。）は、令第二十六条の五第二項の規定に基づき、第一項各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該者の商号等とともに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報を当該主たる金融商品取引所の会員等のうちいずれか一の者に対し提供しなければならない。この場合において、当該残高情報の提供を受けた主たる金融商品取引所の会員等は、当該者の商号等とともに、当該残高情報を、直ちに、当該主たる金融商品取引所に対し提供しなければならない。

4　指定有価証券について、顧客の委託を受けて空売りを行った者（当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等を除く。）は、令第二十六条の五第二項の規定に基づき、当該顧客の商号等とともに、当該顧客から提供された残高情報を、直ちに、当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等のうちいずれか一の者に対し提供しなければならない。この場合において、当該残高情報の提供を受けた主たる金融商品取引所の会員等は、当該顧客の商号等とともに、当該残高情報を、直ちに、当該主たる金融商品取引所に対し提供しなければならない。

第十五条の二第七項中「前三項」を「前項」に、「金融商品取引所」を「主たる金融商品取引所」に改め、同条第八項中「第四項又は第六項の空売り残高割合」を「第六項の空売り残高割合」に、「第四項又は第六項の空売りが」を「同項の空売りが」に改め、同項第二号中「並びに次条第一項第三号ロ及びハ」を「及び第四号並びに次条第一項第三号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　投資運用業を行う者（法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が同号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行った空売り　当該運用財産

第十五条の二第九項中「の開設する店頭売買有価証券市場における」を「が登録する」に改める。

第十五条の三第一項中「第二十六条の五第一項第一号」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　投資運用業を行う者（法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が同号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行った空売り　運用財産の名称

第十五条の三第一項第七号中「第四位」を「四位」に改め、「いう」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

八　前条第一項第二号若しくは第三号又は第六項第二号若しくは第三号に該当する場合において残高情報を提供するときは、その提供前の直近に提供した残高情報に係る第五号に掲げる情報及び前号に掲げる情報（次条第一項第二号において「直近空売り残高割合」という。）

第十五条の三第二項中「、一定の日」の下に「における指定有価証券の取引が終了する」を、「第二十六条の五第一項各号」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十条（第一号を除く。）、第十一条、第十四条（第一号を除く。）及び第十五条（第一号を除く。）」を「第九条の三第一項各号（第一号、第八号及び第十八号を除く。）、第二項各号（第一号、第四号、第六号及び第七号を除く。）若しくは第三項各号（第一号及び第六号を除く。）又は第十五条第一項第二号若しくは第二項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項第七号の発行済株式の総数又は発行済口数は、同項第五号の計算年月日の発行済株式の総数又は発行済口数とする。ただし、当該発行済株式の総数又は発行済口数を知ることが困難な場合には、当該計算年月日前の直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された発行済株式の総数又は発行済口数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された発行済株式の総数又は発行済口数）とすることができる。